



しずおか出会い サポートセンター JUNOALL ジュノール

NPO法人しずおか出会いサポートセンター

「少子化対策」を身近な環境から変えるという視点で、企業参加型の仕組みづくりを構築すべく、この度“行政と企業のパイプ役”を担うNPO法人を設立いたしました。

出会いから結婚に至るサポート体制を整え、私どもしずおか出会いサポートセンターは全国でも類を見ない“官民一体となった組織力・連携”で、出会いから結婚までを支援し、地域社会に貢献して参ります。

「出会えてよかった」「結婚してよかった」

このまちで、愛する人と出会い、愛を育み、かけがえのない理想の未来を描く。

私たちはその思いに寄り添い、出会いから結婚までの

個々人に応じたサポートをご提供いたします。



賛助会員様用

しずおか出会いサポートセンター

JUNOALL

ジュノール

設立趣旨
背景



近年、人口減少が深刻な問題となっています。年を追うごとに上昇する「未婚化」、「晩婚化」、「晩産化」は出生率低下の一因として、全国地方自治体はもとより、国を挙げた対策が急務となっています。

しずおか出会いサポートセンター(JUNOALL)は、「婚活から結婚まで」を支援する仕組みづくりを構築し、NPO法人を立ち上げました。

2015年8月には、静岡市・静岡商工会議所と三者協定を結び活動を広げています。さらに「ジュノール」として北九州市を皮切りに福岡・宗像・東京と全国的に拡大しています。

当センターでは、結婚に至る出会いの機会(婚活)を目的とした、データマッチングや婚活イベントを行います。

住みよいまちづくり、地域社会に貢献する企業のCSRの1つとして、ぜひご支援くださいますようお願いいたします。

ご入会について

賛助会員

(1□) 30,000円 ※社員・職員数に応じて□数をお決めください。

賛助会員申込書に必要事項をご記入いただき、お申込みをお願いします。お申込み確認後、ご請求書をお送りさせていただきますので、お振込みをお願いします。また、窓口となるご担当者を選任いただき、協力体制をご提案させていただきます。

特定非営利活動法人 しずおか出会いサポートセンター

JUNOALL
ジュノール

完全予約制

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町1-8-6

常磐町アイワビル 7階 (良い夫婦)

tel.054-205-4122 fax.054-205-4123

URL <http://www.junoall.jp/> e-mail info@junoall.jp



当センターは顧問弁護士をはじめ、各分野の専門家と連携して事業を行っております。

営業時間/月・火・水・金13:00~20:00 土・日・祝10:00~18:00 定休日/木曜日



JUNOALLについて

ジュンブライドの語源とされる、結婚・出産を司るローマ神話の女神「Juno」を元に、すべての人たち(ALL)に幸せが訪れることを願って「JUNOALL(ジュノール)」としました。

賛助会員募集要項

●目的

第1条

この要項は、特定非営利活動法人しずおか出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が推進する事業の趣旨に賛同し、センターの運営を支援していただける賛助会員を広く募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

●賛助会員の区分等

第2条

賛助会員は、通常賛助会員、特別賛助会員に区分する。

(1) 賛助会員は、センターが推進する事業の用途に供することを目的として、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ下記に掲げる会費の額に当該会員が希望する口数を乗じて得た額を納付するものとする。

区 分	会 費
賛助会員	年会費30,000円（1口）以上
特別賛助会員	5口以上

(2) 前項に規定する会費の有効期限は、原則として1年間とする。

(3) センターは、次の各号のいずれかに該当する者から賛助会員への申込みがあったときは、これを拒否することができる。
また、賛助会員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退会させることができる。

1. 法令、条例、規則等に違反した者
2. 行政機関の指名停止措置等を受けている者
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行う者
4. 消費者金融を営む者
5. 賭博・ギャンブルに関する営業を行う者
6. 法令に定めのない医療に類似する行為を行う者
7. その他、会員として適当でないと認められる者

●賛助会員の特典

第3条

賛助会員は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

1. 少子化対策（未婚化・晩婚化対策）に積極的に社会貢献をしている企業として広く周知すること。

2. センターのホームページに企業名を掲示し、又は当該会員のホームページにセンターのホームページへのリンクを貼ること。
3. センターのポスター又は婚活パーティー等のチラシに社名又は商標を掲載すること。
4. 登録会員が会員カードを提示することで受けられる賛助会員提供のサービスをセンターのホームページに掲示すること。
5. 当該会員が雇用する者を対象とした婚活パーティー等をセンターと共催できること。
6. 当該会員は、センターの活動趣旨に関連し適当と認めれるとき、イベントを共催できること。
7. 第3条第2号に定めるバナー広告の掲示については、別に定める。

●賛助会員の申込方法等

第4条

賛助会員になろうとする者は、「特定非営利活動法人しずおか出会いサポートセンター賛助会員申込書」(別紙)を、センターに提出するものとする。

●賛助会費の支払方法

第5条

賛助会費の支払いは、センター指定の銀行口座へ振り込むものとする。
なお、賛助会員申込書並びに会費納入をもって登録とする。

●賛助会員の退会

第6条

賛助会員を退会する場合は、センターに退会届(別紙)を提出するものとする。

●賛助会費の返還

第7条

賛助会員が年度途中で退会した場合は、賛助会費を返還しないものとする。

●その他

第8条

この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンターが定める。

付 則

●施行期日

1. この要項は、平成27年7月1日から施行する。

NPO法人しずおか出会いサポートセンター

賛助会員 申込書

記入日 年 月 日

会員番号

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者名	
本社（〒 ー ）	
代表電話	HP
法人番号	e-mail
設立年月日 年 月 日	資本金（ 円） ☐ 上場 ☐ 非上場
入会 年 月 日（ ☐ ）	印刷物・HPへのロゴ掲載 ☐ 希望する ☐ 希望しない
窓口担当部署	担当者名（役職）
電話番号	携帯番号
	e-mail
郵便物送付先（〒 ー ）	
（部数） 部	
社員の入会費 ☐ 負担する ☐ 負担しない	社員の年会費 ☐ 負担する ☐ 負担しない
常時雇用する労働者の数	（ 人）
男性労働者の数 人（うち有期契約労働者 人）	うち、未婚者の割合 男性 人（平均年齢 歳）
女性労働者の数 人（うち有期契約労働者 人）	うち、未婚者の割合 女性 人（平均年齢 歳）
<備考欄>	